

秋田県条例第七号

県議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(県議会議員の議員報酬等に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「指定都市とは、」の下に「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）による改正前の」を加え、「。以下「支給規程」という。」を削り、「支給規程で」を「同令で」に改める。

- 一 県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）別表第二の備考一
- 二 知事等の給与および旅費に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十三号）別表第三の備考一
(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第二十条」を「第二十一条、」に改め、「、第二十四条」を削り、同表の備考中「甲地方とは、」の下に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の」を加える。

別表第三の備考一中「指定都市とは、」の下に「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）による改正前の」を加え、「。以下「支給規程」という。」を削り、「支給規程で」を「同令で」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。